

令和2年6月1日

保護者様

大阪市立大和田小学校  
校長 津田 毅

## 非常災害時等の措置について

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では、大阪市教育委員会の指示により、台風・地震などの非常災害時には、下記のような措置をとります。テレビ・ラジオなどの気象情報には十分注意して対処していただきますようお願いいたします。

### 記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、**臨時休業措置**とします。

- ア 大阪市において「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ **所在する区のいずれかの地域において**河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
- ウ **大阪市内のいずれかの地域において**、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。
- ※ ただし、上記のア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業措置とすることがあります。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に警戒レベル4（全員避難）の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

※ 臨時休業となる場合や判断が難しいときは、学校のホームページやメール配信（登録が必要）でお知らせいたします。